

# 新型コロナウイルス緊急対策資金のご案内

青梅市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小企業者を対象に「新型コロナウイルス緊急対策資金」を取扱い金融機関から融資します。

**市が3年間の利子と信用保証料を全額負担し、利用者の方の負担を軽減します。**

(融資の条件)

対象となる 中小事業者	1 青梅市中小企業振興資金融資制度（運転資金）の申込人の資格を満たすこと。（必須・注1） 2 直近1か月間の売上高が前年同月比較で15%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月の売上高が、前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。 3 直近1か月間の売上高が過去3年間の同月平均比較で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が、同時期の過去3年間の平均と比較して15%以上減少することが見込まれること。 (1は <b>必須</b> 2と3はいずれかに該当する場合)
使 途	運転資金
限 度 額	1,000万円
貸 付 期 間	据置期間1年を含む7年間
利 率	年利最大1.2%（3年間は、利用者負担なし 4年目以降は、1/2負担）
返 済 方 法	7年間の元本均等償還
実 施 期 間	令和2年4月17日から令和4年9月30日まで
相談・申請先	市内等取扱い金融機関（詳細は青梅市ホームページで公開）
そ の 他	令和4年9月30日までに融資実行すること。

注1 申込人の資格

- 1 市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。
- 2 公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有すること。（法人は除く・市議会議員等の選挙権）
- 3 すでに納期を経過した分のすべての市税を完納しておりこと。
- 4 確実な1人以上の連帯保証人または担保あるいは信用保証協会の保証があること（法人の場合は、他に代表者の保証が必要です）。また、団体にあつては、理事または役員全員の保証があること。
- 5 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

問合せ 青梅市東青梅1-11-1 青梅市経済スポーツ部商工観光課商工労政係  
電話 0428-22-1111(内線2341・2342)

申請書類は、青梅市ホームページからダウンロードできるほか、市役所商工観光課窓口・取扱い金融機関にて配布しております。